

10. 自動車登録の現況

自動車の登録制度は、自動車に関する所有権の公証を行う民事上の目的と、自動車の使用及び分布状況の実態把握や盗難防止、さらには安全性の確保という行政上の目的があり、その事務処理は電子情報処理システム(MOTAS)により行っている。

自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税(国税、県税)の納税等)について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図る観点から、オンライン申請によるワンストップサービス(OSS)化を推進しており、九州管内においては、平成29年10月から、順次、運用を開始し、平成30年12月には九州7県全てで開始している。

また、地域振興や観光振興の観点から、新たな地域名を表示する、いわゆる「ご当地ナンバー」の導入が平成18年度から始まり、20年度まで19地域、その後も全国各地からの強い要望により25年度には新たに10地域、九州管内においては「奄美ナンバー」が平成26年11月17日から追加され、全国で30地域が導入している。

図柄入りナンバープレート制度については、全国版として、平成29年4月から「ラグビーワールドカップ2019」、10月から「2020東京オリンピック・パラリンピック」の特別仕様ナンバープレートがそれぞれ期限付きで導入、平成30年10月からは「地方版図柄入りナンバープレート」が全国41地域で導入された。

更に、令和2年5月11日から、新たな17地域による図柄入りナンバープレートの交付が開始される。

九州運輸局管内の新車新規登録台数(軽自動車を除く)は、平成21年からのハイブリッド車の普及やエコカー減税の拡充により増加が続いていたが、26年4月の消費税増税による反動から一時低迷したものの、緩やかに回復し、30年度末では318,213台、前年と比較して微増となっている。

平成30年度3月末現在の自動車保有台数(軽自動車含む)は、九州管内で9,652,923台であり、全国は81,789,318台で、関東、中部、近畿に次いで4番目の保有車両であり、全国の11.8%を占めている。